

横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会運営要綱

制定 令和元年7月29日 健障企第1178号（局長決裁）
最近改正 令和2年3月31日 健障企第4094号（局長決裁）

（趣旨）

- 第1条 この要綱は、市内の、胃ろうや人工呼吸器など医療的ケアを日常的に必要なとする児・者及び重症心身障害児・者（以下「医療的ケア児・者等」という。）のライフステージに応じた支援体制を整備し、地域生活の充実及び介護者の負担軽減を図るため、横浜市障害者施策推進協議会運営要綱第5条に定める横浜市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の部会として設置する横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会（以下「委員会」という。）を運営するにあたり必要な事項を定める。
- 2 本委員会は、児童福祉法第56条の6第2項に基づき、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うために、継続的に意見交換や情報共有を図る協議の場として設置する。

（検討事項）

- 第2条 委員会で検討する事項は次のとおりとする。
- （1） 医療的ケア児・者等の現状と課題の把握について
 - （2） 医療的ケア児・者等の地域生活を支えるための支援体制の整備、ネットワーク構築について
 - （3） その他必要となる事項について

（委員）

- 第3条 委員会は、委員17人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。
- （1） 医療的ケア児・者等やその家族
 - （2） 学識経験者その他関係者
 - （3） 医療、保健、福祉、教育等に関する業務を行う者
- 3 委員の任期は、2年までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員の代理は、認めないものとする。

（委員長）

- 第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、協議会の会長が行う。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の意見聴取)

第6条 委員長は、委員会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。